

令和5年 3月 定例教育委員会

日時 令和5年3月27日(月)13:30～

場所 鳥取市役所本庁舎7階 第2委員会室

次 第

- 行事報告及び行事予定について 〔教育総務課〕 P. 2

【審議事項】

- (1) 議案第4号 鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正について 〔学校教育課〕 P. 4
- (2) 議案第5号 鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部改正について 〔学校教育課〕 P. 8

【説明・協議事項】

【報告事項】

- (1) 鳥取市教育委員会委員の任命に係る市議会の同意について 〔教育総務課〕 当日配布
- (2) 2月定例市議会一般質問等教育長・局長答弁要旨について 〔各課〕 当日配布
- (3) 令和5年度4月職員人事異動等について 〔教育総務課〕 当日配布
- (4) 学校・児童クラブ等における新型コロナウイルス感染症の対応について 〔学校教育課〕 当日配布

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
〔4月〕令和5年4月26日(水) 13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室
〔5月〕令和5年5月30日(火) 15:30～鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室
- (2) 鳥取県市町村教育委員会研究協議会
第1回理事会 令和5年4月17日(金) 10:00～11:00 白兔会館
- (3) 令和5年度第1回県・市町村(学校組合)教育行政連絡協議会
令和5年4月17日(金) 14:00～17:00 白兔会館

① 行事報告（3月28日～3月27日）

2月	28	(火)	第3回鳥取市総合教育センター運営協議会	鳥取市総合教育センター
3月	1	(水)		
	2	(木)		
	3	(金)	流しびなの館で童謡をうたう会	流しびなの館ふれあいホール
	4	(土)	野菜づくりのコツと裏技	用瀬図書館
			カルチャー教室作品展（～3/31）	因幡万葉歴史館
	5	(日)	用瀬町剣道大会（中止）	千代南中学校体育館
			おうちだにワークショップ 和本づくり	鳥取市歴史博物館
	6	(月)	読み聞かせボランティアステップアップ講座	中央図書館
	7	(火)	県立高校入試（～8日）	
			臨時教育委員会	本庁舎6階第5会議室
			郷土史講座	用瀬町民会館
	8	(水)		
	9	(木)		
	10	(金)	中学校・義務教育学校卒業証書授与式	
			成人学級閉講式	流しびなの館物産センター
			音読教室	青谷地区公民館
	11	(土)	ひおきだに見どころウォーク（あおや郷土館）	日置谷地区公民館駐車場
	12	(日)	歴史ツアー「河原町をめぐる」	鳥取市歴史博物館
			第3回万葉集講座「山部赤人の歌を鑑賞する」	国府町コミュニティセンター第大会議室
	13	(月)	第2回鳥取市「ワクワクとっとり」推進協議会	鳥取市総合教育センター（オンライン）
	14	(火)		
	15	(水)		
	16	(木)	県立高校合格発表	
			だっこのおはなし会	青谷地区公民館
	17	(金)	小学校卒業証書授与式	
			だっこのおはなし会&子育て聞いちゃおコーナー	気高図書館
			囲碁期末大会	河原町コミュニティセンター
18	(土)	おもてなイベント・クイズラリー		
19	(日)	中国・四国城館調査検討会・山陰中世考古学研究会合同研究会鳥取大会	さざんか会館	
		おうちだにアカデミー『鳥取城に生まれた姫君の生涯』	鳥取市歴史博物館	
		用瀬町バスケットボール大会	千代南中学校体育館	
20	(月)	若手育成サポーター会議	鳥取市総合教育センター	
21	(火)	ミュージアムコンサート	鳥取市歴史博物館	
22	(水)			
23	(木)			
24	(金)	小・中・義務教育学校学校修了式		
		2月議会閉会		
25	(土)			
26	(日)			
27	(月)	3月定例教育委員会	本庁舎7階第2委員会室	

② 行事予定（3月28日～4月26日）

3月	28	(火)		
	29	(水)		
	30	(木)		
	31	(金)	教育委員会事務局辞令交付式	
4月	1	(土)	お花見ウォーク In旧美敷水源地2023（～4/9（日））	旧美敷水源地水道施設
	2	(日)		
	3	(月)	教育委員会事務局辞令交付式	本庁舎7階第2委員会室
			公民館長辞令交付式	本庁舎6階第2～5会議室
	4	(火)		
	5	(水)	みんなで楽しむ音読教室	中央図書館
	6	(木)		
	7	(金)	小・中・義務教育学校始業式	
	8	(土)	企画展「映画『るろうに剣心』パネル展」（仮称）（～4/23（日））	仁風閣
	9	(日)		
	10	(月)	小・中・義務教育学校入学式	
	11	(火)		
	12	(水)		
	13	(木)		
	14	(金)	鳥取市教育行政懇談会	白兔会館
	15	(土)		
	16	(日)	郷土映画上映会+荒尾極（脚本・演出家）さんによるトーク	中央図書館
	17	(月)	鳥取県市町村教育委員会研究協議会	白兔会館
			令和5年度第1回県・市町村（学校組合）教育行政連絡協議会	白兔会館
	18	(火)		
	19	(水)		
	20	(木)	児童生徒相談員研修①	鳥取市総合教育センター
	21	(金)		
	22	(土)	企画展「七宝の世界～橋詰峯子作品展～」（仮称）（～5/28（日））	鳥取市歴史博物館
			企画展「鳥取市あおや郷土館開館30年記念柴山抱海展」（仮称）（～5/21（日））	あおや郷土館
			企画展開連事業「柴山抱海展」（仮称）	あおや郷土館
23	(日)			
24	(月)			
25	(火)	初任者研修①・新規採用養護教諭研修①	鳥取市総合教育センター	
26	(水)	4月定例教育委員会	本庁舎6階第4会議室	

審議事項（１）

3月定例教育委員会 資料	
年月日	令和5年3月27日
担当課	学校教育課

議案第4号 鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正について

鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する
規則案要綱

1 改正の目的

副校長又は教頭が衛生推進者の選任資格を有していない場合、副校長又は教頭が当該資格を取得するまでの間において、当該資格を有する校長、養護教諭その他の職員を充てることができるようにすることを目的とします。

2 改正の内容

副校長又は教頭が労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第12条の3に規定する衛生推進者の選任資格を有していない場合、当該資格を取得するまでの間において、当該資格を有する校長、養護教諭その他の職員を充てることのできるよう、必要な事項を定めることとします。（第34条関係）

3 施行期日

この規則は、令和5年4月1日から施行することとします。

議案第4号

鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正について

鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を次のように改正する。

令和5年3月27日

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（平成14年鳥取市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第34条第3項中「教諭」を「校長、養護教諭その他の職員（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第12条の3に規定する必要な能力を有すると認められる者に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

副校長又は教頭が衛生推進者の選任資格を有していない場合、副校長又は教頭が当該資格を取得するまでの間において、当該資格を有する他の職員を充てることができるようにするためである。

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（平成14年教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則 平成14年3月25日 鳥取市教育委員会規則第3号</p> <p>第1章 総則 第1条・第2条（略）</p> <p>第2章 教育活動 第3条～第12条（略）</p> <p>第3章 児童及び生徒 第13条～第19条（略）</p> <p>第4章 教職員及び学校組織 第20条～第33条（略） （職員の衛生管理）</p> <p>第34条 学校に衛生推進者を置く。 2 衛生推進者は、副校長又は教頭をもって充て、教育委員会が命ずる。 3 副校長又は教頭をもって衛生推進者に充てることができない場合は、教育委員会は、校長の意見を聞いて、<u>校長、養護教諭その他の職員（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第12条の3に規定する必要な能力を有すると認められる者に限る。）</u>をもってこ</p>	<p>○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則 平成14年3月25日 鳥取市教育委員会規則第3号</p> <p>第1章 総則 第1条・第2条（略）</p> <p>第2章 教育活動 第3条～第12条（略）</p> <p>第3章 児童及び生徒 第13条～第19条（略）</p> <p>第4章 教職員及び学校組織 第20条～第33条（略） （職員の衛生管理）</p> <p>第34条 学校に衛生推進者を置く。 2 衛生推進者は、副校長又は教頭をもって充て、教育委員会が命ずる。 3 副校長又は教頭をもって衛生推進者に充てることができない場合は、教育委員会は、校長の意見を聞いて、<u>他の教諭</u>をもってこれに充てることができる。</p>

れに充てることができる。

4 衛生推進者は、校長の監督を受け労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第10条第1項の業務を行う。

第35条～第57条（略）

第5章 施設及び設備

第58条～第65条（略）

第6章 雑則

第66条（略）

附 則

1・2（略）

様式第1号～様式第20号（略）

4 衛生推進者は、校長の監督を受け労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第10条第1項の業務を行う。

第35条～第57条（略）

第5章 施設及び設備

第58条～第65条（略）

第6章 雑則

第66条（略）

附 則

1・2（略）

様式第1号～様式第20号（略）

審議事項（２）

3月定例教育委員会 資料	
年月日	令和5年3月27日
担当課	学校教育課

議案第5号 鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部改正について

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部を改正する訓令案要綱

1 改正の目的

地方公務員法の規定に基づく営利企業への従事等について、所要の整理を行うためである。

2 改正の内容

営利企業への従事等について、地方公務員法に基づくものであることを明記するとともに、所要の整理を行います。（第15条、様式第10号関係）

3 施行期日

この訓令は、令和5年4月1日から施行します。

議案第 5 号

鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部改正について

鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部を改正する
規則

鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程（昭和 4 3 年鳥取市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項中「営利企業等に従事する」を「地方公務員法第 3 8 条第 1 項の規定により営利企業に従事等する」に、「営利企業等従事許可願」を「営利企業従事等許可願」に改める。

様式第 1 0 号中「営利企業等従事許可願」を「営利企業従事等許可願」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方公務員法の規定に基づく営利企業への従事等について、所要の整理を行うためである。

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程（昭和43年教育委員会訓令第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程 昭和43年5月16日 鳥取市教育委員会訓令第1号</p> <p>第1条～第14条の2（略）</p> <p>（兼職及び他の事業等の従事）</p> <p>第15条 職員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事するときは、兼職許可願（様式第9号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 職員は、<u>地方公務員法第38条第1項の規定により営利企業に従事等する</u>ときは、<u>営利企業従事等許可願</u>（様式第10号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 職員は、前2項の許可があった後において、その従事する事業、若しくは事務等に変更があった場合又はそれらに従事しなくなった場合は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程 昭和43年5月16日 鳥取市教育委員会訓令第1号</p> <p>第1条～第14条の2（略）</p> <p>（兼職及び他の事業等の従事）</p> <p>第15条 職員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事するときは、兼職許可願（様式第9号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 職員は、<u>営利企業等に従事する</u>ときは、<u>営利企業等従事許可願</u>（様式第10号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 職員は、前2項の許可があった後において、その従事する事業、若しくは事務等に変更があった場合又はそれらに従事しなくなった場合は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p>
<p>第16条～第27条（略）</p>	<p>第16条～第27条（略）</p>

様式第1号～様式第9号(略)

様式第10号
様式第10号(第15条関係)

営利企業従事等許可願

下記により(事業名、職名)を(営み、就任し)たいので、許可をお願いします。

記

- 1 会社、団体等の名称
- 2 場所
- 3 仕事の内容(詳細に)
- 4 期間
- 5 報酬額

年 月 日

教育委員会 殿

様式第1号～様式第9号(略)

様式第10号
様式第10号(第15条関係)

営利企業等従事許可願

下記により(事業名、職名)を(営み、就任し)たいので、許可をお願いします。

記

- 1 会社、団体等の名称
- 2 場所
- 3 仕事の内容(詳細に)
- 4 期間
- 5 報酬額

年 月 日

教育委員会 殿

職氏名 様式第 1 1 号～様式第 1 7 号 (略)	職氏名 様式第 1 1 号～様式第 1 7 号 (略)
------------------------------------	------------------------------------